

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案要綱

## 第一 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正

一 刑法第二百三十五条（窃盗）の罪に当たる行為が、団体の活動（団体の意思決定に基づく行為であつて、その効果又はこれによる利益が当該団体に帰属するものをいう。二において同じ。）として、当該罪に当たる行為を実行するための組織により行われたときは、その罪を犯した者は、一年以上の有期拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処すること。  
（第三条第一項第十三号関係）

二 刑法第二百五十六条第二項（盗品有償譲受け等）の罪に当たる行為が、団体の活動として、当該罪に当たる行為を実行するための組織により行われたときは、その罪を犯した者は、一年以上の有期拘禁刑及び五十万円以下の罰金に処すること。  
（第三条第一項第十六号関係）

## 第二 刑事訴訟法の一部改正

証拠収集等への協力及び訴追に関する合意制度の対象となる特定犯罪に、刑法第二百三十五条の罪、同法第二百四十三条の罪（同法第二百三十五条の罪に係るものに限る。）及び同法第二百五十六条第二項の罪並びに第一の一及び二の罪を追加すること。  
（第三百五十条の二第二項第一号及び第二号関係）

### 第三 施行期日等

- 一 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行すること。
- 二 その他所要の規定の整備を行うこと。

(改正法附則第一項関係)